

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第五十号

#### 広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県中小企業支援資金貸付規則（昭和三十三年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「〇・七五パーセント」を「〇・六五パーセント」に改める。

別表第一の十二の項中「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の下に「若しくは認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を加える。

別表第三の十三の項中「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の下に「又は同法第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を加え、「であつて、知事が別に定めるもの」を削る。

別表第三の十四の項中「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の下に「又は同法第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 この規則による改正前の広島県中小企業支援資金貸付規則により貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。